

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月5日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第8の項 県立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減</u> を図り、 <u>もって教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等を退学した後、再び県立高等学校又は県立中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も生徒の授業料相当額の学び直し支援金を支給することにより、生徒の教育に係る <u>経済的負担の軽減</u> を図り、 <u>もって教育の機会均等に寄与</u> することを目的として、予算で定めるところにより、県立高等学校等に在学する生徒に対し学び直し支援金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱